

手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会規約 根木名川部会

(名称)

第1条 この会は、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川整備計画の策定・変更および河川事業の適正な評価などを行うにあたり、河川法第16条の2の趣旨に沿って、学識経験者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴く場として設置するものである。

(懇談会等)

第3条 懇談会は、別表に掲げる学識経験者、関係住民から構成される委員および顧問をもって組織する。

- 2 ただし、必要のある時は、別表に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 3 懇談会には、手賀沼部会、印旛沼部会、根木名川部会を置き、それぞれの部会毎で、方針を決定することができることとする。
- 4 委員および顧問は千葉県知事が委嘱する。
- 5 懇談会及び部会には座長を置く。座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。
- 6 座長は、懇談会および部会を代表し会務を総括する。
- 7 顧問は、懇談会および部会の要請に応じて、必要な助言を行う。
- 8 委員および顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。
なお、異動および役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県県土整備部河川整備課長が招集することとし、根木名川部会においては、印旛地域整備センター成田整備事務所長が召集する。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、千葉県県土整備部河川整備課に置くこととし、根木名川部会においては、印旛地域整備センター成田整備事務所に置く。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほかは、懇談会に諮り定めるものとする。

(附則)

- この規約は、平成13年 8月28日から施行する。
 この規約は、平成14年 8月30日から施行する。
 この規約は、平成15年 3月25日から施行する。
 この規約は、平成20年11月21日から施行する。

【別表】

第4回 手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会 根木名川部会 委員名簿

分 類	氏 名	所 属	専門分野
学識経験者	デグチ ヒロシ 出口 浩	東京理科大学 教授	河川水環境
	ナカムラ トシヒコ 中村 俊彦	千葉県立中央博物館 副館長	環境(植物)
	カワヅ ヨウジ 川津 浩二	千葉県水産総合研究センター内水面水産研究所 上席研究員	環境(魚類)
	スギモリ フミオ 杉森 文夫	我孫子市環境経済部手賀沼課 副参事	環境(鳥類)
	オグラ ヒサコ 小倉 久子	千葉県環境研究センター 水質環境研究室長	水質
	オオハラ マサヨシ 大原 正義	(財)千葉県教育振興財団 調査研究部長	文化財
	ツチャ カズオ 土谷 和夫	成田用水土地改良区 常務理事	農業水利
河川利用者	ダイトク ヨシノリ 大徳 嘉範	根木名川土地改良区 理事長	
	イトウ イサオ 伊藤 勲	根木名川上流土地改良区 理事長	
	ヒラヤマ セイイチ 平山 清一	成田北部土地改良区 理事長	
地元代表	ミヤマ イチロウ 深山 一郎	成田市区長会 会長	
	ムネトウ ムツオ 宗藤 睦夫	成田市都市計画審議会 委員	
	オオモリ フ ミ ヤ 大森 芙美哉	印旛沼を考える女性の交流会 会長	
	クリハラ ツネジ 栗原 恒治	富里市農業委員会 会長	
	イトウ スミオ 伊藤 澄雄	富里市林業組合 組合長	
市町村関係	コイズミ カズナリ 小泉 一成	成田市長	
	アイカワ ケンジ 相川 堅治	富里市長	
	カワサキ ヨシノリ 川崎 吉則	栄町長	
顧 問	マツイ ケンイチ 松井 健一	国土交通省利根川下流河川事務所 所長	河川行政

(敬称略・順不同)